

令和元年第5回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和元年5月10日（金） 午前9時30分～午前10時40分

開催場所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：井川 輝征 3番：宮本 和市 4番：藤井 雅史

5番：谷口 孝一 6番：塚本 壽 7番：草野 義雄

8番：田口 昭広 9番：寺本眞理子 10番：阪口 修一

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

2番：尾上 春樹

○農地利用最適化推進委員

（出席：12名）

1番：本郷 昭博 3番：中川 光春 4番：矢野 解光

5番：田口 宗一 6番：下崎 省一 7番：宮島 正文

8番：坂口恵美子 9番：道園 浩二 11番：木川 保

12番：一川 清 13番：野田 和夫 14番：洲上 米作

（欠席：3名）

2番：牧 正徳 10番：小崎 良一 15番：山田 和治

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司 事務局次長：才保 親哉

係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第11号 農地形状変更届書について

日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第21号 農用地利用集積計画の審議について

日程第6 議案第22号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか
否かの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 少し早めに来ましたところ、地震がありまして震度4だったそうです。令和はまだ10日も経っていないですが、今後このような地震が無いことをお祈りします。 それでは、只今から令和元年第5回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 <u>2番「尾上」農業委員、15番「山田」推進委員から、欠席報告があつております。</u> <u>また、「牧」推進委員、「小崎」推進委員も欠席とのことです。</u> お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は5番「谷口孝一」委員、6番「塚本壽」委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第11号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
福田局長	皆さん、おはようございます。 本日、提案しております、議案の説明につきましては、担当係長から説明させていただきますので、ご審議宜しくお願い致します。
片山会長	事務局より説明をお願いします。
川田係長	それでは、説明いたします。 議案書の1ページをお願いします。 報告第11号、農地形状変更届出書について、農地形状変更届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については記載のとおりです。造成の理由は、田として利用しているが耕作条件が悪いため、客土を行い、野菜畑として利用するということです。盛土高は約3mです。 ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「上塩浸バス停」の南側で、県道沿いの農地になります。 現地確認では草払い等の管理はしてありましたが、確かに農機具等の搬入は困難であり、耕作条件は良くありませんでした。2m～3m程度客土し、野菜等を作付けするということでした。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 <u>担当地区の「尾上」委員が欠席ですので、「一川」推進委員から何かございましたらお願いします。</u>
一川推進委員	私も当日は所用がありまして、現地には事務局と一緒に確認することができませんでした。ただ、別の日に現地へ向かっておりますので、その時、確認いたしました。 現地につきましては、資料に書いてある面積で3 m程積み上げるとのことですが、道路からみて左側に里道があります。右側が高いのり面になると思います。ですから、まずは里道の確保とのり面の勾配を考えてもらえればと思います。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第11号について、質疑ありませんか。 …6番、塚本委員。
塚本委員	この申請資料の図面で見ると、水路等が特別に作ってないようですが、田んぼの中央付近に埋め立てるという現状の理解でよろしいですか。 そうすると、この場で水の流れが止まるということになりますが、これについては、どのようになっていますか。
片山会長	事務局より説明いたします。
川田係長	今のご質問にお答えします。 現場確認したところ、地目上は田としてありますけれども、申請地の水路はほとんどありません。申請地の上の方は、おそらく米が作れないということで耕作放棄地となっております。下の方は、米も作れないことから、先月の総会で植林の転用申請がありました。そのため、使い道がなければ植林して管理した方がよいのではないかとアドバイスをしております。
塚本委員	わかりました。 ここはほとんど農地として利用しないということですね。 ありがとうございます。
片山会長	他にございませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第11号についてはこれで終わります。

	次に議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 2 ページをお願いします。 議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について、農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、1 番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため売り渡す。 譲受人事由ですが、隣地に自己所有の作業小屋があり、便利のため買い受けるとなっています。 ピンク色総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「株式会社レヴアル」の西側約 300 m の位置です。申請地の上にある建物が譲受人の作業小屋です。 現地確認では、草刈等の管理はされていました。買い受け後は野菜等を作付けするということでした。 黄色調査書の 1 ページをお願いします。 契約の種類は売買、申請理由は、労力不足により耕作管理が困難になったので、隣地に作業小屋を所有している譲受人へ売り渡すということです。譲受人は相手方の要望もあり買い受け野菜等を作付けするということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2 番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、高齢により耕作管理ができないため売り渡す。 譲受人事由ですが、隣接に自己所有農地があるため買い受け一括管理するとなっています。 ピンク色総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「平生コミュニティセンター」北側約 150 m の位置です。

	現地確認では、柿が2～3本作付けしてあり適正に管理されていました。買い受け後は野菜を作付けするということでした。 黄色調査書の2ページをお願いします。 契約の種類は売買、申請理由ですが、高齢で耕作管理できないので、隣地に農地を所有している譲受人へ売り渡す。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 3番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、町外在住により、耕作管理が困難なため売り渡す。 譲受人事由ですが、経営規模拡大のため買い受ける。となっています。 ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「中園バス停」の西側約100mの位置の4筆です。 現地確認では、水稻を作付けし管理してあり、引き続き水稻を作付けするということでした。 黄色調査書の3ページをお願いします。 契約の種類は売買、申請理由ですが、町外に在住しているため耕作管理が困難なので、規模拡大を図る譲受人へ売り渡すということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を「5番の谷口」委員にお願いします。
谷口委員	1番の件ですが、ピンク資料の地図2ページ目、申請地の上に小さく囲った箇所が小屋になります。この申請地は基盤整備してありましたが、用水路から水が漏れたりもしていませんでした。この地は畑として利用し、現在ニンニクの栽培をされているため、ニンニクの作付けをしたいとのことでした。

片山会長	担当地区の「坂口恵美子」推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口推進委員	谷口委員が説明されたとおりです。宜しくお願いします。
片山会長	2番の案件を「4番の藤井」委員にお願いします。
藤井委員	事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員から何かございましたらお願いします。
道園推進委員	事務局と藤井委員の三名で現地確認しました。柿を植え付けてあり、何ら問題ありませんでした。
片山会長	<u>3番の案件は「2番の尾上」委員が欠席ですので、担当地区の「野田」推進委員から何かございましたらお願いします。</u>
野田推進委員	事務局と一緒に立ち会いましたが、譲受人の農業にすごく意欲的な人で、今後のことも何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第18号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。<u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u> お諮りします。 「所有権移転の部」1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の3ページをお願いします。 議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。

	1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。本案件は既に転用済みで始末書が添付されています。ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は大川内の「内野小学校」から南東側約 9 0 0 m の位置になります。現地確認では、既に杉・ヒノキが植林されておりまして、日照・通風等を考慮しても周辺に影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の 6 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。図面のとおり杉 1, 0 0 0 本、ヒノキ約 5 0 本が植林されていました。 排水は雨水のみで地下へ自然透水です。 ピンク色総会資料 7 ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約 5. 6 h a です。 黄色調査書の 4 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが「申請地は、申請者の父が以前、温州みかんを栽培していたが、周辺農地の山林化及び労力不足のため約 4 0 年頃前に杉・ヒノキを植林したが、転用申請を怠っていたため、今回申請するものです。代替性については、転用目的が植林であるため代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等は既に施工済で問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を「1 番の井川」委員にお願いします。
井川委員	説明します。 只今、事務局から詳しく説明がありましたとおりです。何ら問題ないと思われます。始末書の方も提出してありますので、どうぞ宜しくお願いします。
片山会長	担当地区の「宮島」推進委員から何かございましたらお願いします。

宮島推進委員	事務局と井川委員の説明のとおりです。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第19号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。<u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u> お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の4ページをお願いします。 議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は物置です。 ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「計石郵便局」の東側約150mの位置になります。 現地確認では、周囲は宅地に囲まれており、東側のみに農地は存在するが耕作放棄地であるため、特に問題は無いと感じました。 ピンク色総会資料の9ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。物置の縦床面積は60㎡です。排水は雨水のみで南側の排水路に流す計画です。 ピンク色総会資料10ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の469㎡です。 黄色調査書の5ページをお願いします。 ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は、申請地の近くに宅地及び建

	物を購入したが、物置が必要であるため、申請地を買い受け、物置を建築するものです。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「8 番の田口昭広」委員にお願いしたいところですが、所用により行かれなかったため、担当地区の「矢野」推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野推進委員	只今、事務局から説明のあったとおりですので宜しくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 20 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。<u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u> お諮りします。 「所有権移転の部」 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 21 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 21 号、農用地利用集積計画の審議について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部、1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料

等は備考欄のとおりです。

2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 6 ページをお願いします。

3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 1 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 1 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 7 ページをお願いします。

6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

9 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

10 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

	議案書の 8 ページをお願いします。 1 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等が備考欄のとおりです。 1 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 1 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 1 4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の 9 ページをお願いします。 1 5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻・たばこで設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 1 6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 1 7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の 1 0 ページをお願いします。 使用貸借権設定の部、1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 1 0 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 2 1 号について、質疑ありませんか。

	… 1 番、井川委員。
井川委員	1 0 番の件で、反 2 1 9 k g、総量は 6 0 0 k g、これはかなり多いように感じますが、間違いありませんか。
川田係長	これは、私が聞き取りを行った契約になりますが、間違いありませんでした。親戚というお話がありましたので、このような契約になっていると思われます。
宮島推進委員	譲受人の親戚になりますので、問題ありません。
片山会長	それでは採決を行います。<u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u> お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。 8 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。 9 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。
12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。
13番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。
14番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。
15番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番については、原案のとおり決定しました。
16番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、16番については、原案のとおり決定しました。
17番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、17番については、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。
2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

	次に議案第 2 2 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 1 1 ページをお願いします。 議案第 2 2 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。1 番及び 2 番とも隣接地ですのでまとめて説明します。 1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 2 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、1 番・2 番ともに非農地と判断できると思われます。 別紙資料 1 「非農地判断 現地確認資料」をお願いします。 1 ページに申請地の位置図を載せています。 申請地は「整理番号 1」「整理番号 2」とともに大丸団地の西側約 1 5 0 m の位置になります。 2 ページに字図を載せています。 3 ページをお願いします。「整理番号 1」の現況写真を載せています。上が遠景、下が近景です。 写真のとおり雑木などが生い茂り、山林化している状況でした。 4 ページをお願いします。「整理番号 2」の現況写真を載せています。上が遠景、下が近景です。 写真のとおり雑木などが生い茂り、山林化している状況でした。 5 ページをお願いします。 現地確認の調査結果ですが、「整理番号 1」「整理番号 2」とともに雑木などが生い茂り森林の様相を呈しており、農地に復元が困難であることから、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。

	現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 担当地区の「矢野」推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野推進委員	事務局から説明のありましたとおり、現地確認に行きましたところ、大丸団地を計石方面に上り、頂上付近から左に上がった場所になります。雑木等が茂っているのを確認しました。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第２２号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。<u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u> お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは、引き続き、その他の連絡事項に入ります。